

# 福岡市科学館 第2期連携スクエア 出展規約

## 1. 連携スクエアの目的

- (1) 福岡市科学館 連携スクエアは、九州、福岡を中心とした企業・団体の、特色ある製品や技術力、活動等を紹介することにより、来館者が身近で多様な科学の魅力を発見する場を目指すとともに、出展者側も今後の製品開発や活動に役立つ来館者とのコミュニケーションを創出できる場を目指します。

## 2. 規約の履行

- (1) 連携スクエアにおいて展示を行う企業・団体等(以下出展者という)は、以下に記載する各規定および福岡市科学館指定管理者である(株)福岡サイエンス&クリエイティブ(以下、「FSC」という)が策定する「出展説明書」に記載する各規定の遵守をお願いいたします。

## 3. 出展資格

- (1) 出展者は、原則として九州北部及び福岡市域に拠点(本社・支店・工場・研究機関等)を構え、独自の技術を保有する企業・団体および研究機関とします。
- (2) 出展物は、原則として出展者が保有する技術及びそれを使った製品、もしくは科学技術を学習できる展示物とします。
- (3) 展示内容は、連携スクエアの目的や科学館が指定する基本理念及びテーマに基づいており、小・中学生、高校生を中心に様々な体験を通じた学習が可能であるものとします。

## 4. 審査および契約

- (1) 「応募書類」に提案事項を記入して、FSCまでご提出ください。出展内容が福岡市科学館連携スクエアの趣旨にそぐわないと判断した場合、出展申込をお断りする場合があります。出展申込者が多数の場合は内部審査により決定します。
- (2) 審査決定後、FSCが指定する日までに「出展契約書」に必要事項を記入して、FSCまで提出してください。提出後、正式な出展契約受理となります。

## 5. 各種費用の負担

- (1) 展示物等の製作・設置・撤去工事費は、出展者のご負担とします。
- (2) 展示物等の破損・故障・部品交換等に対する修繕費は、出展者のご負担とします。
- (3) ブースの使用料は無料とします。
- (4) 福岡市科学館職員が行う、展示物の開館・閉館時の電源操作、簡易清掃、パンフレット等印刷物の補充、展示品の整頓等で軽微なもの等に係る管理費は、出展者のご負担とします。管理費については、「出展説明書」(または「出展契約書」)にて別途定めるものとします。

## 6. 出展期間

- (1) 原則として、3年間とします。
- (2) 上記期間を超えて展示を継続する場合は、展示の更新を実施することを条件とします。

## 7. 出展期間中の展示更新

- (1) 出展者は、出展期間中に展示内容の更新を行うことができます。更新を行う時期や工法については、FSCと協議の上、実施していただくものとします。

## 8. 出展の取り止め

- (1) 出展者は、出展期間中であっても、事情により出展を取り止めることができます。取り止めに希望する場合は、速やかにその旨をFSCに申し入れください。具体的な撤去時期については、出展者とFSCの協議により決定するものとします。

## 9. 出展の取り消し

- (1) FSC は、出展期間中に出品者による規約違反があった場合には、出展を取り消すことができます。出展を取り消す場合は、FSCより出品者に速やかに申入れするものとします。具体的な撤去時期については、出品者とFSCの協議によるものとします。

## 10. 広報活動に関する規約

- (1) 出品者は、連携スクエアを活用したデモンストレーションやワークショップを行うことができます。実施にあたってはその詳細についてFSCと協議いただくものとします。
- (2) 自社紹介パンフレットや技術等に関する各種配布物をブースに内にて設置、配布していただくことができます。ただし、製品・サービスの販売に直結する資料(製品カタログやチラシ等)は除きます。実施にあたってはその詳細について FSC と協議いただくものとします。
- (3) 会場内で現金の授受を伴う製品・サービスの提供等、出品者の直接的な営業活動や勧誘は、原則として禁止します。
- (4) 「公」の施設運営の立場から、製品の効果の紹介など営業行為につながる表現は良識ある範囲に留め、具体的な競合他社名やその製品名を挙げての比較等は禁止します。

## 11. その他

- (1) 連携スクエア内において、火気・水を使用する展示並びにデモンストレーションやワークショップは行えません。
- (2) 出展面積の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。またFSCの承諾なしに、出品者以外の個人・団体等が使用、展示することはできません。
- (3) 他の展示ブースの活動の妨げになる行為は禁止します。
- (4) FSCは、本規約および「出展説明書」の各規定を変更することがあります。また変更が生じた場合には、直ちに出品者へ通知致します。
- (5) FSCは、天災その他の不可抗力の原因により出展期間を変更し、または出展を中止することがあります。FSCはこれによって生じた損害を補償いたしません。

- (6) その他定めのない事項について疑義が生じた場合には、FSCと協議の上、決定するものとします。